

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		開設者が他の者を管理者とする許可
根拠条例・規則等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第12条第1項但書 施行規則第8条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>（1） 必要な事項が正確に記入され、必要な書類が添付されていること。</p> <p>（2） 開設者が自ら管理者となる資格があるにもかかわらず、他の者に管理させることが、その施設の運営の円滑を欠き、ひいては医療内容の適正をも期し難いこととなる恐れがあるのみならず、種々の弊害も予想されるので、原則的にこれを禁止しており、許可は、次の場合に限られる。</p> <p>① 病気等健康上の理由により管理者の監督義務の遂行が困難と認められるとき</p> <p>② 海外渡航等長期不在となるとき</p> <p>③ へき地等医療稀薄地域の医療の確保に必要があると認められる場合</p> <p>等やむを得ない理由がある場合に限定される。</p>
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	5日
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		